

証券コード 5602
平成29年6月9日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株 主 各 位

大阪市西区北堀江一丁目12番19号
株式会社 **栗本鐵工所**
代表取締役社長 申 田 守 可

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区北堀江一丁目12番19号 当社7階会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第121期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 第121期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類および計算書類に関する会計監査人監査結果ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に関する監査役会監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kurimoto.co.jp>)に掲載させていただきます。

節電対策の一環として会場内の冷房温度を高めにご設定させていただく予定です。あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策などを背景に、雇用・所得環境の改善などで緩やかな回復基調が続いたものの、米国新政権の動向や英国のEU離脱問題、中国の景気減速懸念などにより為替や株価が大きく変動するなど依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループの当連結会計年度の業績は、「パイプシステム事業」、「産業建設資材事業」で売上が増加した反面、「機械システム事業」で売上が減少したことで、売上高は前連結会計年度比317百万円減収の101,647百万円となりました。

利益面では、「機械システム事業」などで減益となった反面、「産業建設資材事業」で増益となったことで、営業利益は3,421百万円(前連結会計年度比90百万円増益)、経常利益は3,023百万円(前連結会計年度比133百万円増益)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失の計上がありました。また、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を適用したことなどで法人税等調整額を戻し入れた結果、4,103百万円(前連結会計年度比1,909百万円増益)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「パイプシステム事業」は、売上高につきましては、鉄管部門において主力のダクタイル鉄管で中・大口径管を中心に出荷が減少したものの、その他の上・下水道商材で売上が増加し前連結会計年度比789百万円増収の59,173百万円となりました。

営業利益につきましては、鉄管部門において原価低減に注力したものの原材料価格の高止まり、中・大口径管の販売量減少の影響が大きく、前連結会計年度比77百万円減益の2,105百万円の営業利益となりました。

「**機械システム事業**」は、売上高につきましては、機械システム部門においてプラント物件の工事が進捗したものの、単体機器で出荷が伸び悩んだことなどで減少したことに加え、素形材部門においても前年度に大型のプラント物件があった反動で売上高が減少したことなどで、前連結会計年度比1,925百万円減収の19,699百万円となりました。

営業利益につきましては、素形材部門において鋳物部品などで改善したものの全体的な減収の影響などで、前連結会計年度比474百万円減益の545百万円の営業利益となりました。

「**産業建設資材事業**」は、売上高につきましては、建材部門において空調製品、消音製品の出荷が減少したものの、化成品部門において出荷が増加したことなどで、前連結会計年度比818百万円増収の22,773百万円となりました。

営業利益につきましては、建材部門において土木製品を中心に増益、化成品部門においても増収による増益に加え、製造部門を中心に原価低減に注力した結果、前連結会計年度比823百万円の増益の981百万円の営業利益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,944百万円で各工場の合理化、機能強化ならびに設備の更新を行いました。当連結会計年度中に完成しました主なものは、住吉工場のバイナリー発電装置試験設備および高機能・高性能樹脂テストセンター、湖東工場のFRP(M)管製造設備であり、継続中の主なものは、炭素繊維強化樹脂材料(CFRP)の開発拠点として湖東工場内に新設したクリモトコンポジットセンターにおける、成形システムのデモンストラーションプラント設備であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行および社債発行等の資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第118期 平成25年度	第119期 平成26年度	第120期 平成27年度	第121期 (当連結会計年度) 平成28年度
売 上 高(百万円)	103,664	98,394	101,964	101,647
経 常 利 益(百万円)	4,691	2,553	2,889	3,023
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,747	1,598	2,194	4,103
1株当たり当期純利益(円)	283.47	123.37	169.81	326.05
総 資 産(百万円)	129,021	127,884	124,382	129,212
純 資 産(百万円)	45,307	49,584	48,749	56,128
1株当たり純資産額(円)	3,398.28	3,803.02	3,734.30	4,440.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算定しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算定しております。
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますが、第118期(平成25年度)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	主要な事業内容	当社の出資比率
栗本商事株式会社	100百万円	ダクティル鉄管・軽量鋼管その他販売	100.0%
ヤマトガワ株式会社	60	ダクティル鉄管・バルブ類・合成樹脂製品・各種鋼管の販売、継ぎ手工事	95.1
株式会社本山製作所	300	各種バルブ、同付属品の製造、販売および修理	100.0

- (注) 1. 当社の出資比率は、議決権比率を記載しております。
2. 栗本商事株式会社は、平成29年3月22日付で資本金を200百万円から100百万円に減資しております。

② 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、1909年の創業以来100年余にわたり、お客様満足第一の製品の供給とサービスの提供により、社会インフラの整備、ライフラインや産業設備の拡充に取り組んでまいりました。

引き続き、次の100年に向けて一層価値ある企業であるために、事業規模拡大と収益向上の実現に向けて、国内外の市場・地域等の特性を十分に理解し、顧客満足に徹した、真のモノづくり企業になることを心掛けてまいります。

また、当社は蓄え培ってきたコア技術を基盤として、常にイノベーションを意識するとともに、技術を洗練し続け、品質の向上に弛まぬ努力で取り組んでまいります。更に、透明性をもった健全経営を実践し、当社に投資したいと思える「企業価値」を提供し続けるため、積極的な情報開示に努め、CSRの充実を図ることを基本方針としております。

② 中期的な課題と経営戦略

当社では、「チャレンジ精神・創造力溢れるオンリーワン企業となる」ことを2025年時の当社グループが目指す姿とし、その過程としての3カ年を2015年度から2017年度までと位置づけた中期3カ年経営計画を推進しています。

「変わる」・「稼ぐ」をキーワードとして、各事業部門毎に、事業基盤の確保に向けた“守り抜く領域”と、市場創造の具現化に向けた“攻め抜く領域”を定め、事業特性や市場環境に応じたセグメント最適を優先することにより、企業グループの事業規模1,000億円超を確たるものとするため、持続的な成長に向けた投資や経営資源配分を実施してまいります。なお、定量目標値としては、3カ年最終年度の今年度は、売上高1,020億円、営業利益33億円としており、この目標数値の達成に向けて、当社グループ一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは次の製品の開発、製造、販売をいたしております。

事業区分	部門	主要製品名
パイプシステム事業	鉄管部門 バルブ部門	ダクト用鉄管 (直管、異形管、接合部品)、耐摩耗管、バタフライ弁、ソフトシール仕切弁、スリーブ弁、貯水槽用緊急遮断弁、各種調整弁、高炉用弁類、スプリングラダー用予作動式 (負圧湿式) 流水検知装置、調節弁、安全弁
機械システム事業	機械システム部門 素形材部門	微粉碎機、分級機、造粒機、乾燥機、焼成機、混合・混練・分散機、反応機、溶剤回収装置、二次電池材料製造装置、各種産業機械、試験機械、プラントおよびシステム設備、鍛造プレス、ベンディングロール、鍛圧機各種周辺装置、プラントエンジニアリング事業、各種プラントの設計・製作・調達・建設・試運転およびメンテナンス、破碎機、粉碎機、搬送機械、耐摩耗鋳物、耐熱鋳物、耐摩耗ポンプ、鉄道用ブレーキディスク
産業建設資材事業	建材部門 化成品部門	スパイラルダクト、各種フレキシブルダクト、サイレントフレックス、各種消音製品、ステンレスダクト、スーパースパイラル、ワインディングシース、ポリエチレンシース、ワインディングパイプ、中空スラブ、各種耐震製品、梁貫通孔補強筋 (スーパーハリーZ)、段ボールダクト (コルエアダクト)、消音・騒音対策事業 (測定・設計・製作・施工・確認)、透光型吸音パネル (ビューゾーン)、ハーフプレキャスト製品 (カイザースラブ・カイザーバルコニー)、PCaシステム階段、強化プラスチック複合管 (FRPM管)、強化プラスチック管 (FRP管)、強化プラスチック複合板 (FRPM板)、FRPコア、FRP引抜成形品、各種合成樹脂成形品

(6) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

株式会社栗本鐵工所	本社	大阪（大阪市西区）
	支社	東京（東京都港区）
	支店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、名古屋、中国（広島市）、九州（福岡市）
	工場	加賀屋、住吉、堺、交野（以上大阪府）、古河（茨城県）、札幌、仙台、知多（愛知県）、岡山、福岡、湖東（滋賀県）、滋賀
栗本商事株式会社	本社	大阪（堺市堺区）
	支店	東京（東京都港区）、九州（福岡市）
	営業所	沖縄、名古屋、広島、仙台
ヤマトガワ株式会社	本社	大阪（大阪市西区）
	支店	関西（八尾市）、兵庫（神戸市）、南大阪（貝塚市）、京都（京都府久世郡）、三重（津市）、名古屋、関東（さいたま市）、東京（東京都港区）、足立（東京都足立区）、西東京（川崎市）、中国（広島市）、山口（防府市）、九州（福岡市）、宮崎、熊本
	営業所	堺（堺市西区）
株式会社本山製作所	本社	宮城（黒川郡）
	支店	東京（東京都港区）、大阪（大阪市西区）
	営業所	札幌、東北（黒川郡）、関東（市原市）、静岡、名古屋（北名古屋市）、阪神（豊中市）、徳山（周南市）、四国（新居浜市）、大分
	工場	宮城（黒川郡）

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,981名	21名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 人員には嘱託、雇員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,352名	12名減	43.5歳	19.9年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 人員には嘱託、雇員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	9,054百万円
株式会社三井住友銀行	7,141
株式会社りそな銀行	6,325
みずほ信託銀行株式会社	3,011
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,019
三井住友信託銀行株式会社	931
株式会社滋賀銀行	774

- (注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 39,376,600株

(注) 平成28年6月29日開催の第120回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は354,389,400株減少し、39,376,600株となっております。

② 発行済株式の総数 13,398,490株

(注) 平成28年6月29日開催の第120回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で当社が発行する普通株式につき10株を1株にする株式併合を実施し、発行済株式の総数は120,586,418株減少し、13,398,490株となっております。

③ 株主数 7,929名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	1,209千株	9.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	950	7.5
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	678	5.3
株 式 会 社 り そ な 銀 行	444	3.5
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	362	2.8
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	320	2.5
岩 谷 産 業 株 式 会 社	289	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	272	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	264	2.1
ダイエフインターナショナルスモールキャップバリュー ポートフォリオ	231	1.8

(注) 1. 当社は自己株式（826,189株）を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 自己株式には、株式給付信託(BBT)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式51,948株は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 自己株式に関する重要な事項

自己株式の取得

平成28年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の取得をいたしました。

普通株式 4,039,000 株

取得価額 699 百万円

(4) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 井 秀 明	
代表取締役社長	串 田 守 可	
専 務 取 締 役	澤 井 幹 人	財務・内部統制・監査・関係会社担当
常 務 取 締 役	岡 田 博 文	機械システム・設備・開発PJ担当
取 締 役	新 宮 良 明	人事・総務・安全衛生・品質管理・生産担当 大阪本店長
取 締 役	屋 地 幹 生	パイプシステム・産業建設資材・法務担当
取 締 役	芝 川 重 博	
取 締 役	高 橋 実	愛知県公立大学法人理事
常 勤 監 査 役	江 村 利 次	
常 勤 監 査 役	村 田 実	株式会社タクマ社外取締役
監 査 役	赤 松 秀 世	神明監査法人代表社員
監 査 役	小 林 倫 憲	ヤマトクレジットファイナンス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役芝川重博氏および取締役高橋実氏は、社外取締役であります。
2. 監査役赤松秀世氏および監査役小林倫憲氏は、社外監査役であります。
3. 監査役赤松秀世氏は、公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役芝川重博氏および取締役高橋実氏、監査役赤松秀世氏および監査役小林倫憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年6月29日開催の第120回定時株主総会において、高橋実氏は、取締役に新たに選任され就任いたしました。
6. 平成28年6月29日開催の取締役会において、澤井幹人氏は、専務取締役に新たに選定され就任いたしました。
7. 平成29年4月1日付をもって福井秀明氏は代表取締役会長から取締役会長になりました。

当社は執行役員制度を導入しております。平成29年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	天 谷 光 郎	東京支社長
執 行 役 員	斎 藤 直 史	機械システム事業部長
執 行 役 員	菊 本 一 高	化成品事業部長
執 行 役 員	小 島 眞 也	索形材エンジニアリング事業部長
執 行 役 員	生 田 伸	機械システム事業部副事業部長
執 行 役 員	福 井 武 久	コンポジットプロジェクト室長
執 行 役 員	佐 藤 尚 人	建材事業部長
執 行 役 員	藤 本 幸 隆	鉄管事業部長
執 行 役 員	宮 崎 隆 行	バルブ事業部長
執 行 役 員	吉 永 泰 治	鉄管事業部副事業部長兼生産本部長 兼加賀屋工場長兼堺工場長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役芝川重博氏および取締役高橋実氏は、当社定款第29条および会社法第427条第1項の規定に基づき、また、当社と監査役赤松秀世氏および監査役小林倫憲氏は、当社定款第39条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	202百万円
監 査 役	4	52
合 計	12	255

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第98回定時株主総会において取締役月額27百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役月額5百万円以内と決議いただいております。
 3. 上記支給額のうち、社外役員4名の報酬の合計額は28百万円であります。
 4. 上記の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く。）に対して、業績連動型株式報酬制度として、当事業年度に計上した株式報酬7百万円が含まれております。
 本制度につきましては、平成28年6月29日開催の第120回定時株主総会において、上記2.に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（22回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 芝川重博	22回	100%		
取締役 高橋実	17回	94%		
監査役 赤松秀世	22回	100%	15回	100%
監査役 小林倫憲	22回	100%	15回	100%

- (注) 平成28年6月29日開催の第120回定時株主総会にて選任された取締役高橋実氏の出席可能な取締役会は18回であります。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役芝川重博氏は、大手プラントメーカーにてプラント関連事業の責任者を歴任し、また同社の副社長を務めた経歴などから、事業面、経営面双方の豊富な知識・経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会にて経営全般についての発言を適宜行っております。

取締役高橋実氏は、工学系大学の学長経験者であり、工学博士としての高度かつ豊富な専門知識・経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会にて経営全般についての発言を適宜行っております。

監査役赤松秀世氏は、財務諸表の信頼性確保、法令順守体制の監査や業務効率性の監査を行い、公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会にて必要な発言を適宜行っております。

監査役小林倫憲氏は、財務諸表の信頼性確保、法令順守体制の監査や業務効率性の監査を行い、金融機関における長年の経験と豊富な知見に基づき、取締役会および監査役会にて必要な発言を適宜行っております。

・重要な兼職先と当社との関係

取締役高橋実氏は、愛知県公立大学法人の理事であります。当社と愛知県公立大学法人の間には資本関係および特段の取引関係はありません。

監査役赤松秀世氏は、神明監査法人の代表社員であります。当社と神明監査法人の間には資本関係および特段の取引関係はありません。

監査役小林倫憲氏は、ヤマトクレジットファイナンス株式会社の社外監査役であります。当社とヤマトクレジットファイナンス株式会社の間には資本関係および特段の取引関係はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

1. 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定める。
また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置し、原則として毎月1回会議を開催する。さらに、委員会で決定した活動内容をグループ内に周知し実行することにより、コンプライアンスの徹底を図る。
 - (2) 委員会は、常設の専門部会を置き、当社およびグループ会社における教育研修、情報セキュリティシステムの構築、リスク管理等についての検討を行う。内部監査部門は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスの状況を監査する。
 - (3) 当社は、内部通報制度を整備し、委員会事務局が管理運営を行う。事務局は、提供情報を委員長に報告し、委員長は、必要に応じ調査を行わせる。
 - (4) 企業行動基準において、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為を行わないことを定めている。
2. 当社の取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役は、職務執行にかかる情報を文書等に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。
3. 当社およびグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を整備し、リスク管理体制を構築する。
4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制
当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関する重要事項については、事前に代表取締役社長を議長とする会議体において議論を行う。

5. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、グループ会社全体の内部統制に関する担当部署の明確化を図るとともに、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
また、グループ会社の業務の適正を確保するため、当社に対し了解・報告を求めるシステムを構築する。
 - (2) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果を担当部署および当該会社の責任者ならびに監査役会に報告し、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - (3) 当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。
 - (4) 当社は、当社代表取締役等とグループ会社の代表取締役が定期的に会談する場を設け、経営状況等の情報共有化を行い、グループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確認する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 監査役会の職務補助に専念する使用人を1名以上監査役室に置く。
 - (2) 監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当該使用人は、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
 - (3) 当該使用人が、監査役からの命令業務遂行中は、当該使用人の人事異動、懲戒につき、監査役会の承認を得る。

7. 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制および監査役会または監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役会または監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を報告する。
監査役は、当社の重要情報およびグループ会社からの了解・報告にかかる情報を常時閲覧することができるとともに、当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人に対して直接報告を求めることができる。

(2) 監査役会または監査役に対して直接報告を行った当社の使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. 監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務を執行する際に生じる合理的な費用は当社の負担とし、監査役がその前払を求める場合にはこれに応じる。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で、定期的な会議を行う。また、必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家に対し、当社の費用負担において、監査業務に関する支援・助言を求めることができる。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスおよび損失の危険の管理に関する取組みの状況

- ・当社は、コンプライアンス体制に関する規程を定め、当社グループ内での周知を実施しております。
- ・当社は、委員会を当事業年度において11回開催し、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する事項について審議・決定した内容を周知するとともに、その対応状況について委員会に報告しております。
- ・当社は、当社およびグループ会社の役員および使用人が利用することができる内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努め、かつ、その運用状況について委員会に報告しております。

2. 職務執行の適正性および効率性に関する取組みの状況

- ・当社は、取締役会を原則として毎月開催するほか、適宜臨時に開催しております。各担当取締役は、四半期に1回以上、業務執行の状況について取締役会に報告しております。また、当社代表取締役等とグループ会社の代表取締役が会談する場を設定し、グループ内の情報の共有化を図っております。

- ・当社の重要な業務執行にかかる意思決定およびグループ会社からの報告等については、決裁手続を電子化し、効率的な管理体制を構築するとともに、電子記録として保存しております。また、取締役会議事録についても議事の内容を正確に記録し、適切に保存・管理しております。

3. 監査役監査の実効性の確保に関する状況

- ・監査役は、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して監査に必要な情報について報告を求め、また、取締役会およびその他の重要な会議への出席に加え、重要な業務執行にかかる意思決定およびグループ会社からの報告等に関する電子決裁の内容について通知を受けております。また、内部監査部門および会計監査人との間で定期的に情報交換を行っております。
- ・当社は、監査役室を設け、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置しております。また、監査役がその職務に必要な費用については予算として計上し、要求がある場合は前払しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の概要

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす可能性のある当社株式の買付行為等に賛同するか否かにつきましても、株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の買付行為等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定され、当社は、このような買付行為等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、かかる買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進しております。

(1) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来100年余、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、お客様満足第一のモノづくりに徹することにより、社会のインフラ整備やライフラインの拡充に貢献してまいりました。

今後もトータル・クオリティ・サービスでお客様の信頼を得、お客様に本当に満足していただくことによって、持続的成長を目指していくことを当社およびグループ会社の「経営基本方針」としております。

(2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実施策」について

当社は、グループ会社とともに企業価値・株主共同の利益の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施しております。

① 経営上の意思決定、業務執行および監督

最高意思決定機関および監督機関として取締役会のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる会議体を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っております。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の監督機能を相対的に強化しております。

また、経営監査機関として、監査役会を設置しております。監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っております。

② 内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

3. 当社株式等の大規模買付行為への対応策（本プラン）

(1) 本プランの概要

議決権割合で20%以上となる当社株式等の大規模買付行為にかかる情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」）を設定し、基本方針に照らして不適切な者による大規模買付行為に対する対抗措置を定めております。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、事前に買付の目的、買付後の経営方針などの情報を提供し、取締役会による評価期間が経過した後で大規模買付行為を開始する、というものです。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとる場合があります。

③ 独立委員会の設置

取締役会による恣意的な判断を防止し、判断の客観性および合理性を担保するため、社外役員および社外有識者から成る独立委員会を設置いたします。

- ④ 対抗措置の発動の手続
 対抗措置をとる場合、取締役会は対抗措置の発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行います。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- (4) 株主・投資家に与える影響等
- ① 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等
 大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。
- ② 対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に与える影響
 対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。
- (5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続および廃止
 本プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催された第118回定時株主総会の日から3年間（平成29年6月開催予定の定時株主総会終結のときまで）としております。
- (6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
 本プランは、経済産業省および法務省の「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しております。
 また、経済産業省に設置された企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。
- ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
 本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。
- ③ 合理的な客観的発動要件の認定
 本プランは、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。
- ④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
 本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。
 また、株主の皆様へ情報開示することとしており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

- ⑤ 株主意思を尊重するものであること
本プランは、平成26年6月27日開催の定時株主総会にて株主の皆様のご承認を
いただいております、株主の皆様のご意向が反映されております。
- ⑥ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃
止することができ、デッドハンド型買収防衛策でもスローハンド型買収防衛策でも
ありません。

以 上

(ご参考)

本プランの有効期間は、平成29年6月29日開催予定の第121回定時株主総会終結のときまで
となっております。

当社は、平成29年5月29日開催の取締役会におきまして、本プランを継続しないことを決議
しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	79,385	流動負債	64,339
現金及び預金	18,280	支払手形及び買掛金	20,890
受取手形及び売掛金	38,268	電子記録債務	5,864
電子記録債権	2,407	短期借入金	23,012
商品及び製品	9,741	1年内返済予定の長期借入金	7,102
仕掛品	6,512	リース債務	40
原材料及び貯蔵品	2,213	未払法人税等	647
繰延税金資産	923	未払費用	1,428
その他	1,146	前受金	1,299
貸倒引当金	△109	賞与引当金	1,659
固定資産	49,827	工事損失引当金	86
有形固定資産	30,803	訴訟損失引当金	21
建物及び構築物	8,444	その他の引当金	16
機械装置及び運搬具	7,528	その他	2,269
土地	13,428	固定負債	8,744
リース資産	87	長期借入金	18
建設仮勘定	454	リース債務	51
その他	860	環境対策引当金	178
無形固定資産	680	退職給付に係る負債	7,813
投資その他の資産	18,343	資産除去債務	131
投資有価証券	12,606	その他	551
繰延税金資産	3,790	負債合計	73,084
その他	2,163	純資産の部	
貸倒引当金	△218	株主資本	54,173
資産合計	129,212	資本金	31,186
		資本剰余金	6,942
		利益剰余金	17,815
		自己株式	△1,771
		その他の包括利益累計額	1,425
		その他有価証券評価差額金	3,192
		繰延ヘッジ損益	1
		退職給付に係る調整累計額	△1,768
		非支配株主持分	528
		純資産合計	56,128
		負債・純資産合計	129,212

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		101,647
売 上 原 価		77,640
売 上 総 利 益		24,006
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,585
営 業 利 益		3,421
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	320	
そ の 他	206	526
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	311	
そ の 他	613	924
経 常 利 益		3,023
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31	31
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,853	
そ の 他	192	2,046
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,008
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	694	
法 人 税 等 調 整 額	△3,827	△3,132
当 期 純 利 益		4,141
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		38
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,103

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日 期首残高	31,186	6,942	14,241	△1,093	51,276
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△509		△509
親会社株主に帰属する当期純利益			4,103		4,103
自己株式の取得				△794	△794
自己株式の処分		△19		117	98
利益剰余金から資本剰余金への振替		19	△19		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,574	△677	2,897
平成29年3月31日 期末残高	31,186	6,942	17,815	△1,771	54,173

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
平成28年4月1日 期首残高	1,794	7	△4,823	△3,021	493	48,749
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△509
親会社株主に帰属する当期純利益						4,103
自己株式の取得						△794
自己株式の処分						98
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,397	△6	3,055	4,446	34	4,481
連結会計年度中の変動額合計	1,397	△6	3,055	4,446	34	7,378
平成29年3月31日 期末残高	3,192	1	△1,768	1,425	528	56,128

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数

10社

連結子会社の名称

栗本商事(株)、クリモトロジスティクス(株)、(株)佐世保メタル、ヤマトガワ(株)、(株)本山製作所、(株)ケイエステック、北海道管材(株)、八洲化工機(株)、日本カイザー(株)、(株)クリモトビジネスアソシエイツ

②非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

栗鉄（上海）貿易有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社（栗鉄（上海）貿易有限公司他）は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）および連結利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法または個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、一部の連結子会社については、定率法を採用しております。ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用しております。

- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
- ハ. リース資産
- ③重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- ロ. 賞与引当金
- ハ. 工事損失引当金
- ニ. 訴訟損失引当金
- ホ. 環境対策引当金
- ④重要な収益および費用の計上基準
- 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。
- ⑤重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段
 - ・ヘッジ対象
- ハ. ヘッジ方針
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
- 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。
- 受注工事の損失の発生に備えるため、手持受注工事のうち当連結会計年度末において損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失見込額を計上しております。
- 訴訟等に対する損失に備えるため、将来負担する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる損失見込額を計上しております。
- 保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。
- 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理によっております。
- 為替予約、金利スワップ
- 外貨建債権債務および外貨建予定取引、借入金
- 通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために利用しております。
- ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ハ. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「減損損失」は0百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保付債務

①担保に供している資産

預金	50百万円
建物及び構築物	3,965百万円
機械装置及び運搬具	1,820百万円
土地	3,360百万円
計	9,196百万円

②担保に係る債務額

短期借入金	22,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,000百万円
計	29,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

71,157百万円

(3) 保証債務

従業員の金融機関借入金（住宅資金）に対する債務保証 115百万円

(4) 受取手形割引高および裏書譲渡高

受取手形割引高	41百万円
裏書譲渡高	-百万円

(5) コミットメントライン等について

当座貸越極度額	3,170百万円
コミットメントラインの総額	30,067百万円
タームローンの総額	8,000百万円
借入実行残高	29,881百万円
差引額	11,356百万円

(6) 財務制限条項等の付保

短期借入金のうち20,500百万円、長期借入金（1年内返済分を含む）のうち7,000百万円については、財務制限条項等が付されております。

①各決算期末および第2四半期連結会計期間末に関し、連結および単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。

②平成27年3月期以降の決算期に関し、連結および単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。

③平成27年3月期以降の決算期に関し、連結および単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値が、1.0を超過しないこと。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

13,398,490株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	258百万円	2円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月8日 取締役会(注)2	普通株式	251百万円	2円	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(注) 1. 1株当たり配当額については、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日を効力発生日とした株式併合は加味しておりません。

2. 配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	377百万円	30円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理関連規程に従い取引相手ごとに期日および残高を管理しリスクの低減を図っております。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて先物為替予約を利用してしております。

投資有価証券は、主に株式であり、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握しております。

支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、概ね5ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて先物為替予約を利用してしております。

借入金は、主に運転資金や設備資金に係る資金調達であり、金利の変動や流動性のリスクに対しては、市場金利の定期的なモニタリングや資金計画の管理を行っております。

また、一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項（平成29年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
①現金及び預金	18,280	18,280	—
②受取手形及び売掛金	38,268	38,268	—
③電子記録債権	2,407	2,407	—
④投資有価証券 其他有価証券	11,783	11,783	—
資産計	70,739	70,739	—
①支払手形及び買掛金	20,890	20,890	—
②電子記録債務	5,864	5,864	—
③短期借入金	23,012	23,012	—
④長期借入金 a.1年内返済予定の長期借入金 b.長期借入金	7,102 18	7,125	4
負債計	56,888	56,892	4
デリバティブ取引	1	1	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、並びに③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、並びに③短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価について、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格等によっております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- (注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額823百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,440円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 326円05銭 |

当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、当連結会計年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

株主資本において自己株式として計上されている、「株式給付信託（B B T）」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度において51,948株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度において35,649株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社香春製鋼所
取得した事業の内容	鋳鋼製品の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社である株式会社佐世保メタル及び株式会社香春製鋼所は、長年にわたり耐熱・耐摩耗鋳物の製造・開発を行い、日本の国土開発・産業の発展に寄与してまいりました。株式会社佐世保メタルは鉄鋼・碎石業界に主要な顧客を持ち、高マンガン鋳鋼・高クロム鋳鉄などの大物製品を主体に、株式会社香春製鋼所はセメント業界に主要な顧客を持ち、耐熱鋳鋼・低合金鋳鋼・高クロム鋳鋼などの中小物製品を主体に事業を展開しており、両社が保有している製造ノウハウ・金属材料は高い競争力を有しております。

事業を取り巻く環境の変化が著しい中、事業統合という形で両社が保有している経営資源を集中させることによって、既存製品のラインナップ充実、新たな製品の開発に加え、生産や資材購入・外注などの機能の効率化を行い、国内事業の発展や新興国需要の開拓など更なる持続的成長の実現を目指し、顧客価値及び企業価値の向上を目指すものであります。

③ 企業結合日

平成29年4月1日

④企業結合の法的形式

株式会社佐世保メタルを吸収合併存続会社とし株式会社香春製鋼所を消滅会社とする吸収合併

⑤結合後企業の名称

ジャパンキャストリング株式会社

⑥取得した議決権比率

100.0%

なお、当社のジャパンキャストリング株式会社に対する議決権比率は、株式会社佐世保メタルが吸収合併に際して、普通株式を発行したことにより、69.7%になっております。

⑦取得企業を決定するに至った根拠

株式会社佐世保メタルが吸収合併に際して、普通株式を発行し、株式会社香春製鋼所の株主に対して割当交付したことによるものであります。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	株式会社佐世保メタルの普通株式	128百万円
取得原価		128百万円

(3)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の交換比率

株式会社佐世保メタルの普通株式1株：株式会社香春製鋼所の普通株式0.434株

②株式交換比率の算定方法

本合併の合併比率については、公平性を期すため、それぞれ第三者機関によって算定された株式価値、及び本合併日後の事業計画を参考に、両社の株主である太平洋セメント株式会社、太平洋エンジニアリング株式会社、当社の間で交渉、協議を重ねました。その結果、上記合併比率は妥当であり、それぞれの株主利益に資するものであると判断し、合意、決定いたしました。

③交付した株式数

868株

9. その他の注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
堺市堺区	事務所棟等	土地及び建物等	1,802
大阪市住之江区	工場事務所棟	建物等	51
長野県安曇野市	遊休資産	土地	0
計			1,853

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。当該グルーピングに基づき減損損失の判定を行った結果、売却を予定している事務所棟等(堺市堺区)について、売却予定価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。除却することを決定した工場事務所棟(大阪市住之江区)及び遊休資産について、使用範囲又は方法についての変化による回収可能価額の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

<回収可能価額の算定方法>

回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額により測定しております。売却を予定している事務所棟等(堺市堺区)については、売却予定価額、除却することを決定した工場事務所棟(大阪市住之江区)については、備忘価額、遊休資産については、重要な資産については不動産鑑定評価等、その他の資産については主に固定資産税評価額を基礎に算定しております。

(2) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(株式給付信託(B B T)の導入)

当社は、当連結会計年度より、社外取締役を除く取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託(B B T)」を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて、原則として毎年2回給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は87百万円、株式数は51,948株であります。

なお、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

(3) 金額の端数処理

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	61,031	流動負債	51,488
現金及び預金	14,496	支払手形	4,518
受取手形	6,716	買掛金	5,751
売掛金	16,198	電子記録債権	5,736
電子記録債権	5,786	短期借入金	20,600
商品及び製品	8,557	1年内返済予定の長期借入金	7,100
仕掛品	5,146	リース負債	15
原材料及び貯蔵品	1,740	未払金	943
前渡金	36	未払費用	1,583
前払費用	267	未払法人税等	463
繰延税金資産	662	前受り金	1,146
その他の資産	1,434	預賞与引当金	2,204
貸倒引当金	△11	工事損失引当金	1,210
固定資産	51,502	工事損失引当金	76
有形固定資産	26,991	訴訟損失引当金	21
建物	5,559	その他の引当金	2
構築物	766	その他の引当金	114
機械及び装置	7,095	固定負債	4,808
車両運搬具	20	長期借入金	0
工具器具備品	715	リース負債	16
土地	12,361	退職給付引当金	4,559
リース資産	30	環境対策引当金	127
建設仮勘定	442	資産除去債務	104
無形固定資産	324	負債合計	56,296
ソフトウェア	159	純資産の部	
施設利用権	0	株主資本	53,110
その他の資産	164	資本金	31,186
投資その他の資産	24,186	資本剰余金	6,959
投資有価証券	11,986	資本準備金	6,959
関係会社株式	7,589	利益剰余金	16,735
関係会社出資金	104	利益準備金	287
長期貸付金	1,099	その他利益剰余金	16,448
長期前払費用	88	繰越利益剰余金	16,448
繰延税金資産	2,383	自己株式	△1,771
その他の資産	953	評価・換算差額等	3,127
貸倒引当金	△19	その他有価証券評価差額金	3,125
資産合計	112,534	繰延ヘッジ損益	1
		純資産合計	56,237
		負債・純資産合計	112,534

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		69,903
売 上 原 価		51,935
売 上 総 利 益		17,967
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,719
営 業 利 益		2,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	392	
そ の 他	220	613
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	287	
そ の 他	428	715
経 常 利 益		2,145
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	7
特 別 損 失		
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	129	
減 損	51	
そ の 他	2	182
税 引 前 当 期 純 利 益		1,970
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	287	
法 人 税 等 調 整 額	△3,152	△2,865
当 期 純 利 益		4,835

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
平成28年4月1日 期首残高	31,186	6,959	—	6,959	236	12,192	12,429
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					50	△560	△509
当期純利益						4,835	4,835
自己株式の取得							
自己株式の処分			△19	△19			
利益剰余金から資本剰余金への振替			19	19		△19	△19
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	50	4,255	4,306
平成29年3月31日 期末残高	31,186	6,959	—	6,959	287	16,448	16,735

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算差 額等合計	
平成28年4月1日 期首残高	△1,093	49,481	1,749	7	1,757	51,238
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△509				△509
当期純利益		4,835				4,835
自己株式の取得	△794	△794				△794
自己株式の処分	117	98				98
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,375	△6	1,369	1,369
事業年度中の変動額合計	△677	3,629	1,375	△6	1,369	4,998
平成29年3月31日 期末残高	△1,771	53,110	3,125	1	3,127	56,237

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

イ. 製品・仕掛品

総平均法または個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

ロ. 原材料及び貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用しております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

③工事損失引当金

受注工事の損失の発生に備えるため、手持受注工事のうち当事業年度末において損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事については、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失見込額を計上しております。

④訴訟損失引当金

訴訟等に対する損失に備えるため、将来負担する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる損失見込額を計上しております。

- ⑤退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑥環境対策引当金 保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。
- (4) 収益および費用の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段 為替予約、金利スワップ
・ヘッジ対象 外貨建債権債務および外貨建予定取引、借入金
- ③ヘッジ方針 通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために利用しております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ①退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。
- ②消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ③連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「減損損失」は0百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保付債務

①担保に供している資産

建物	3,830百万円
機械及び装置	1,820百万円
土地	2,951百万円
計	<u>8,601百万円</u>

②担保に係る債務額

短期借入金	20,500百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,000百万円
計	<u>27,500百万円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

66,509百万円

(3) 保証債務

従業員の金融機関借入金（住宅資金）に対する債務保証 115百万円

(4) コミットメントライン等について

当座貸越極度額	300百万円
コミットメントラインの総額	30,000百万円
タームローンの総額	7,000百万円
借入実行残高	27,600百万円
差引額	<u>9,700百万円</u>

(5) 関係会社に対する金銭債権・債務

①短期金銭債権	11,313百万円
②長期金銭債権	1,098百万円
③短期金銭債務	3,034百万円

(6) 財務制限条項等の付保

短期借入金のうち20,500百万円、長期借入金（1年内返済分を含む）のうち7,000百万円については、財務制限条項等が付されております。

- ①各決算期末および第2四半期連結会計期間末に関し、連結および単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。
- ②平成27年3月期以降の決算期に関し、連結および単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。
- ③平成27年3月期以降の決算期に関し、連結および単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値が、1.0を超過しないこと。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	24,089百万円
②仕入高	4,897百万円
③その他の営業取引高	1,190百万円
④営業取引以外の取引高	449百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 878,137株

(注)当事業年度末において「株式給付信託（B B T）」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式51,948株については、上記の自己株式の数に含んでおります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,854百万円
賞与引当金	372百万円
貸倒引当金	1百万円
工事損失引当金	23百万円
環境対策引当金	38百万円
投資有価証券評価損	177百万円
関係会社株式評価損	73百万円
関係会社出資金評価損	110百万円
合併により取得した土地	543百万円
税務上の繰越欠損金	11,966百万円
その他	596百万円
繰延税金資産小計	16,758百万円
評価性引当額	△12,483百万円
繰延税金資産合計	4,274百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,172百万円
未収配当金	△47百万円
繰延ヘッジ利益	△0百万円
その他	△8百万円
繰延税金負債合計	△1,229百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	3,045百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	栗本商事(株)	100.0%	当社製造のダクタ イル鉄管・軽量鋼 管等の販売	当社製品の販売 (注) 1	11,211	電子記録債権	5,056
						売掛金	882
				資金の預り (注) 3	1,222	預り金	1,357
				増資の引受 (注) 4	3,000	—	—
子会社	ヤマトガワ(株)	95.1%	当社製造のダクタ イル鉄管・軽量鋼 管等の販売	当社製品の販売 (注) 1	10,947	売掛金	3,894

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
 2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3. 資金の預りについては、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
 なお、取引金額は前事業年度末残高からの増減を記載しております。
 4. 増資の引受については、同社が行った株主割当増資を引き受けしたものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,491円68銭
 (2) 1株当たり当期純利益 384円20銭

当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、当事業年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

株主資本において自己株式として計上されている、「株式給付信託（B B T）」の導入に伴い資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度において51,948株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度において35,649株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(1) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株式給付信託(BBT)の導入)

株式給付信託(BBT)の導入に関する注記については、連結計算書類「連結注記表9.その他の注記(2)追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 金額の端数処理

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 功士 ㊞

業務執行社員 公認会計士 武藤 元洋 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栗本鐵工所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 功士 ㊞

業務執行社員 公認会計士 武藤 元洋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栗本鐵工所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システムの構築・運用状況及びグループ会社における社内管理体制の構築・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。内部監査部門については、定期的実施した監査の結果について報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容を検証いたしました。監査役会については、毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役の監査活動の結果については、必要に応じ、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証（監査計画概要書、期末現物照合実査立会い、期末実地棚卸監査立会い等）するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告（各四半期・期末監査実施報告等）を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

株式会社栗本鐵工所 監査役会

常勤監査役 村 田 実 ㊟
 常勤監査役 江 村 利 次 ㊟
 社外監査役 赤 松 秀 世 ㊟
 社外監査役 小 林 倫 憲 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第121期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円
配当総額は377,169,030円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 福井秀明、串田守可、澤井幹人、岡田博文、新宮良明、屋地幹生、芝川重博、高橋実の8氏は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役9名（うち8名は再選任候補者です。）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふく い ひで あき 福井秀明 (昭和23年8月13日生)	昭和48年3月 当社入社 平成10年4月 当社機械事業部業務部長 平成15年4月 当社執行役員機械事業部長 平成16年6月 当社取締役執行役員機械事業部長 平成18年6月 当社常務取締役執行役員機械事業部長 平成20年1月 当社代表取締役社長 平成28年4月 当社代表取締役会長 平成29年4月 当社取締役会長（現在に至る） [取締役候補者とした理由] 同氏は、平成16年6月の取締役就任以降、平成20年1月からは代表取締役社長、代表取締役会長を歴任しており、経営者として豊富な経験と実績、幅広い見識を有していることから、引き続き当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。	19,994株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	くし だ もり よし 串 田 守 可 (昭和29年5月24日生)	昭和54年4月 当社入社 平成12年10月 当社鉄構事業部技術総括部長 平成16年6月 当社取締役技術開発室長、事業企画室副室長、 新規事業推進本部長、技術・設備担当 平成22年6月 当社常務取締役技術開発本部長、技術・設備担 当 平成25年6月 当社専務取締役、パイプシステム・生産・技 術・設備担当 平成26年4月 当社代表取締役専務、パイプシステム・生産・ 技術・設備担当 平成28年4月 当社代表取締役社長（現在に至る） [取締役候補者とした理由] 同氏は、平成16年6月の取締役就任以降、主に技術・設備担 当取締役として当社グループの投資計画に深く関与してまいり ました。また、パイプシステムセグメントおよび産業建設資材 セグメントの担当取締役としての実績に加え、常務取締役、専 務取締役を歴任し、平成28年4月からは代表取締役社長とし て、当社グループの経営を牽引するなど、豊富な経験と実績、 強いリーダーシップを有していることから、引き続き当社グル ープ経営への貢献を期待できるものと判断し、取締役候補者と いたしました。	7,233株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	さわ いもと ひと 澤井 幹人 (昭和25年3月25日生)	<p>昭和48年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>平成11年11月 同行船場支店長</p> <p>平成16年7月 エス・バイ・エル株式会社(現 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム) 取締役管理本部長</p> <p>平成20年7月 当社入社 当社常務執行役員、財務企画担当</p> <p>平成23年6月 当社取締役、財務担当、大阪本店長</p> <p>平成26年6月 当社常務取締役、財務・内部統制・関係会社担当</p> <p>平成28年6月 当社専務取締役、財務・内部統制・監査・関係会社担当(現在に至る)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、大手銀行における豊富な経験と実績を有するとともに、平成23年6月の取締役就任以降、経理財務に関する高い専門性から、財務担当取締役として、当社グループの財務基盤強化に貢献してまいりました。また、主要グループ会社の担当取締役としてグループ経営の強化につとめており、引き続き当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	4,683株

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
4	おか だ ひろ ぶみ 岡 田 博 文 (昭和30年6月21日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年4月 当社機械事業部技術生産本部鍛圧機部長 平成20年1月 当社執行役員機械事業部長 平成20年6月 当社取締役機械システム事業本部長 平成27年6月 当社常務取締役、機械システム・技術開発担当 平成28年4月 当社常務取締役、機械システム・設備・開発PJ担当（現在に至る） [取締役候補者とした理由] 同氏は、機械システム事業における豊富な業務経験を有しており、平成20年6月の取締役就任以降、主に機械システムセグメントならびに研究開発部門を統括する担当取締役として、当社グループの経営に貢献してまいりました。当社機械システム事業ならびに技術開発に関する幅広い経験と実績、高い知見を有していることから、引き続き当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。	5,839株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	しん ぐう よし あき 新宮良明 (昭和32年7月21日生)	<p>昭和58年4月 当社入社 平成14年3月 株式会社佐世保メタル工場長 平成17年6月 クリモトメック株式会社代表取締役社長 平成21年10月 当社執行役員機械システム事業本部素形材エンジニアリング事業部長 平成25年6月 当社取締役、統括管理・品質管理・監査担当、大阪本店長 平成28年4月 当社取締役、人事・総務・安全衛生・品質管理・生産担当、大阪本店長（現在に至る）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、素形材エンジニアリング事業部長ならびにグループ会社代表取締役を歴任するなど、豊富な現場経験とマネジメント能力を有するとともに、平成25年6月の取締役就任以降、人事・総務・安全・生産他、統括管理担当取締役として、当社グループの経営管理レベルの向上、コンプライアンス経営推進を担ってまいりました。当社の経営管理全般に関する経験、実績、見識を有していることから、引き続き当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、取締役候補者といいたしました。</p>	3,034株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
6	や じ み き お 屋 地 幹 生 (昭和30年2月13日生)	昭和54年8月 当社入社 平成12年7月 当社鉄管事業部企画部長 平成23年4月 当社執行役員パイプシステム事業本部鉄管事業部長 平成26年6月 当社取締役、パイプシステム担当 平成28年4月 当社取締役、パイプシステム・産業建設資材・法務担当（現在に至る） [取締役候補者とした理由] 同氏は、パイプシステム事業における豊富な業務経験の他、支店長として複数部門にまたがる組織のマネジメント経験も有しており、平成26年6月の取締役就任以降、主にパイプシステムセグメントおよび産業建設資材セグメントを統括する担当取締役として、広い人脈を活かし、当社グループの経営に貢献してまいりました。当社パイプシステム事業、産業建設資材事業および法務に関する豊富な経験と実績、高い見識を有していることから、引き続き当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。	2,434株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	しば かわ しげ ひろ 芝川重博 (昭和24年8月21日生)	<p>昭和48年4月 田熊汽罐製造株式会社(現 株式会社タクマ)入社</p> <p>平成18年4月 同社執行役員プラント事業統轄本部環境ソリューション事業本部長</p> <p>平成21年4月 同社常務執行役員エンジニアリング統轄本部副本部長</p> <p>平成22年6月 同社取締役、常務執行役員エンジニアリング統轄本部長</p> <p>平成23年4月 同社取締役、専務執行役員エンジニアリング統轄本部長</p> <p>平成25年4月 同社取締役、副社長執行役員エンジニアリング統轄本部長</p> <p>平成27年4月 同社取締役</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役(現在に至る)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、大手プラントメーカーの取締役としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて、平成27年6月の取締役就任以降、社外取締役として当社グループの経営全般に対して客観的・中立的立場から有益な助言をいただいております、引き続き当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>	441株

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	<p style="text-align: center;">たか はし みのる 高橋 実 (昭和24年4月1日生)</p>	<p>昭和50年4月 名古屋工業大学助手（窯業技術研究施設） 昭和61年8月 名古屋工業大学講師（窯業技術研究施設） 昭和62年12月 名古屋工業大学助教授（窯業技術研究施設） 平成6年4月 名古屋工業大学教授（セラミックス研究施設） 平成15年4月 名古屋工業大学セラミックス基盤工学研究センター長 平成18年4月 名古屋工業大学理事 平成22年4月 名古屋工業大学学長 平成26年4月 愛知県公立大学法人理事（現在に至る） 平成28年6月 当社社外取締役（現在に至る）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、工学系大学の学長経験者であり、また、粉体技術の研究者（工学博士）としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、平成28年6月の取締役就任以降、社外取締役として当社グループの経営全般に対して客観的・中立的立場から有益な助言をいただいております。引き続き当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記理由により社外取締役としての職務を適切に執行いただけるものと判断しております。</p>	157株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	※ きく もと かず たか 菊本一高 (昭和31年4月14日生)	昭和57年11月 当社入社 平成14年4月 当社建材事業部交野工場長 平成17年4月 当社建材事業部業務部長 平成21年4月 当社交野工場建材事業部技術本部長 平成23年4月 当社執行役員産業建設資材事業本部化成品事業部長 平成24年4月 当社執行役員化成品事業部長(現在に至る) [取締役候補者とした理由] 同氏は、当社建材事業部の製造および技術、事業部統轄部門等の部門長を歴任し、平成23年4月の化成品事業部長就任以降、化成品事業の業績向上に貢献するなど、当社産業建設資材事業に関する幅広い経験と実績、高い知見を有していることから、当社グループ経営への貢献を期待できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。	319株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
3. 各取締役候補者については、社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」における諮問を経た上で、取締役会決議により決定しております。
4. 芝川重博氏および高橋実氏は、社外取締役候補者であります。なお、芝川重博氏および高橋実氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結のときをもって、芝川重博氏が2年、高橋実氏が1年となります。
5. 当社は、芝川重博氏および高橋実氏との間で、当社定款第29条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額としております。
6. 芝川重博氏および高橋実氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が社外取締役に再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数には、フリモト役員持株会およびフリモト従業員持株会における本人の持分を含めております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 江村利次、赤松秀世、小林倫憲の3氏は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ はこ ざき かず ひこ 箱 崎 一 彦 (昭和27年9月5日生)	昭和50年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 平成4年1月 同行大山支店長 平成16年4月 同行執行役員小舟町支店長 平成17年6月 株式会社ゴールドクレスト常務取締役 平成19年11月 千秋商事株式会社（現 ヒューリック株式会社） 監査役 平成20年4月 財団法人松翁会常務理事 平成21年11月 株式会社紀伊國屋書店監査役（現在に至る） 平成25年6月 一般財団法人松翁会専務理事（現在に至る） [社外監査役候補者とした理由] 同氏は、大手銀行における豊富な経験と、他社における監査経験に基づいて、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	※ あり た ま き 有田真紀 (昭和43年7月10日生)	平成8年6月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 大阪事業所入所 平成15年7月 有田真紀公認会計士事務所開設(現在に至る) 平成26年11月 日本PCサービス株式会社社外取締役(現在に至る) 平成27年5月 株式会社ダイケン社外取締役(現在に至る) [社外監査役候補者とした理由] 同氏は、公認会計士として財務・会計ならびに監査に関する専門知識と豊富な経験に基づいて、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記理由により社外監査役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
3. 箱崎一彦氏および有田真紀氏は、社外監査役候補者であります。
4. 箱崎一彦氏および有田真紀氏が社外監査役に選任された場合には、当社定款第39条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額としております。
5. 箱崎一彦氏および有田真紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が社外監査役に選任された場合には、当社は新たに両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 松本徹氏の選任の効力が本定時株主総会開始のときをもって失効しますので、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
まつもと とおる 松本 徹 (昭和37年4月3日生)	平成4年4月 日本、弁護士登録 平成9年7月 ニューヨーク州、弁護士登録 平成12年1月 松本総合法律事務所開設 平成13年1月 アクア淀屋橋法律事務所開設（現在に至る） [補欠監査役候補者とした理由] 同氏は、日本および米国の弁護士として培われた法律知識と豊富な経験をお持ちであり、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記理由により社外監査役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 松本徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 松本徹氏が社外監査役に就任された場合には、当社定款第39条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額としております。
4. 松本徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は新たに同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

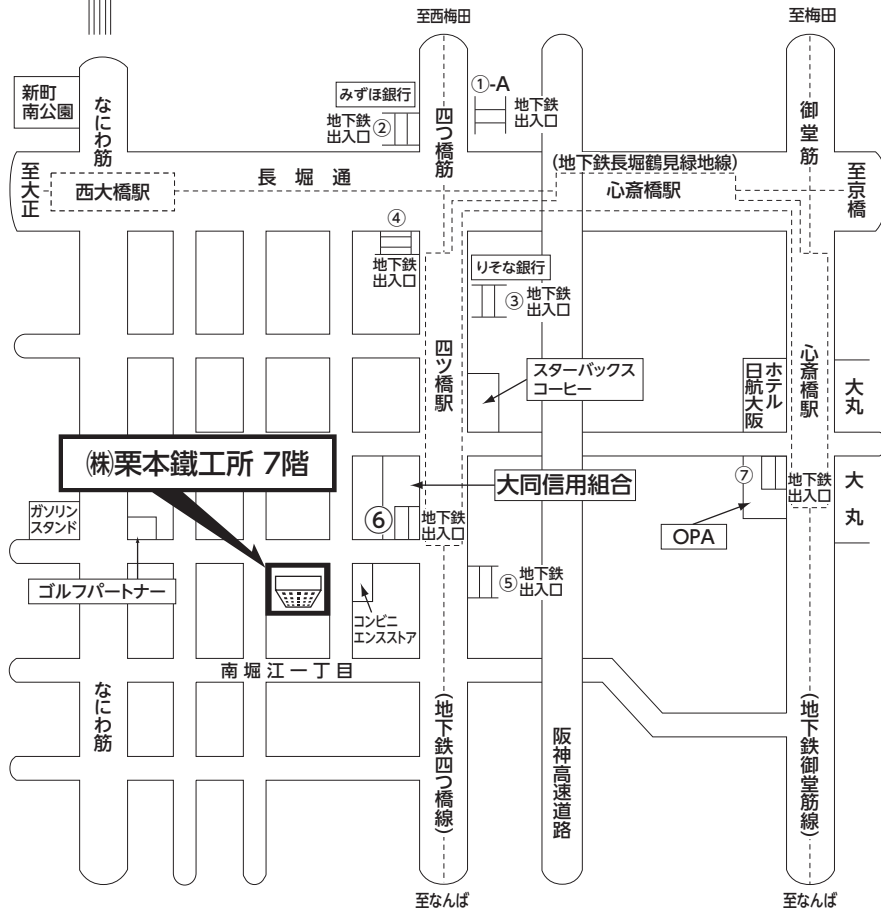
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



株式会社栗本鐵工所 定時株主総会 会場ご案内図

大阪市西区北堀江一丁目12番19号

TEL(06)6538-7601



※ ご来場の際は、四ツ橋駅⑥番出入口が便利です。

駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。